

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380087

研究課題名(和文) 法人処罰における刑法、手続法および制裁法上の問題点 - ドイツ判例実務の研究

研究課題名(英文) Problems on punishment of organizations in the criminal law, the criminal procedure and the sanctions - Research of German case law

研究代表者

岡上 雅美 (Okau, Masami)

青山学院大学・法務研究科・教授

研究者番号：00233304

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果は、刑法、刑事訴訟法、制裁法の各側面に分かれる。実体法上の成果としては、通説による法人処罰の正当化根拠は不十分であり、本研究では、法人の刑事責任の問題が、本来的には、ある犯罪現象を当該法人のせいであると帰することができるか否か、すなわち、客観的帰属の問題であると位置づけ、さらに、法人には帰属の前提である自律性原理に欠けていることを明らかにした。したがって、制裁上の帰結としても、法人に対する「刑罰」は、理論的に成り立ちえない。さらに、法人が刑事手続の主体になりうるかの問題について、とくに自己負罪拒否特権など、刑事被告人の権利が法人については、十分に保障されえないことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research about the punishment of corporations has gotten some results in each field of the criminal law, the criminal procedure law and the sanction. As the result in the criminal law, that is the substantive law, the punishment of corporations is short of theoretical justification of objective assignment (objektive Zurechnung). It comes to lack of autonomy in any corporation as a necessary condition of punishment. Therefore sanctions against corporation also loses the justification. As the result in the criminal procedure law the punishment of corporation has also theoretical problems especially concerning the protection of the right of criminal defendants, for example, self-incrimination.

研究分野：刑法

キーワード：法人処罰 法人の刑事責任 ドイツ刑法

1. 研究開始当初の背景

わが国において、法人処罰をめぐることは、かつて法人処罰否定説も有力に唱えられたこともあったが、現在では、EU法およびアメリカ法におけるように、法人犯罪に対する刑事的対応が国際的潮流になっていることもあり、法人処罰を肯定する見解ばかりになっている。否定説を文献上唱えている見解はほぼ存在しないかのようである。肯定説は、法人実在説と現行法における両罰規定の定着を論拠とし、「現行法の解釈としては、法人の刑事責任を肯定しないわけにはいかない。」と根拠づけるに過ぎず、その根源的な正当性の問題を解決することなく、現行法の両罰規定の解釈に終始しているという現状にある。

しかしながら、上記のような国際的潮流は、犯罪現象のボーダーレス化、組織犯罪ないし企業犯罪の悪質化・頻発化、企業に対する高額制裁の一般化という社会的な背景から世界的に取り組みられている犯罪予防の必要性から見れば、理由のないことではない。

それでも、理論的な正当性のない犯罪予防の試みは、歴史的な教訓としても過度の刑罰の多用という好ましくない帰結を必然的に伴うものである。したがって、世界的な犯罪予防の取り組み自体はこれを否定することなく、しかも、犯罪予防の必要性も視野に入れた、法人処罰の理論面での多角的検討が必要である。

2. 研究の目的

本研究は、上記のような問題意識から、現在の実務および学説状況に疑問を持つことを出発点とした。これが、本研究の独自性となっている。法人の刑事責任を肯定する現行法の解釈論から始まるのではなく、刑罰論、責任論といった刑法の基礎論から法人の処罰根拠の根本問題に遡り、むしろ現行法およびそれを無批判に前提とする通説を批判的に検討し、あるべき法人制裁（必ずしも、刑罰に限らない。）を考察しようとするものである。研究責任者の年来の研究領域である責任論および制裁法の延長として、法人処罰の諸問題を解明することを目的とする。

しかも、過去の法人処罰否定説をただ復活させるのではなく、アメリカ合衆国およびドイツ連邦共和国の法人責任論その他の国際的状況をも視野に入れ、法人処罰論の現在の動向を十分に把握し、刑事政策的な必要性をも考慮した上で、実体法および手続法の双方に渡った立論を試みる。

3. 研究の方法

本研究の方法として、アメリカ合衆国お

よびドイツ法との比較法を行うことが特徴である。ドイツは、犯罪論の問題として、法人の刑罰による処罰を否定しており、秩序違反法により、いわゆる過料(Bussgeld)を制裁としている。しかしながら、近年、大企業による経済犯罪がいくつか起こっており、これらに対する情報も紹介することとした。

4. 研究成果

平成26年度は、第1に、ドイツのジーメンス社(Siemens)の経済犯罪についての研究を行った。すなわち、同社の贈収賄事件についての判例研究を中心に、他方、ドイツ刑法、秩序違反法および制裁法に関する研究を行った。

ジーメンス事件は、ドイツの法人処罰について、まさにエポックメイキングであり、法人に対する刑事的対応の必要性を国民の間に強く印象付けた事件である。従来、ドイツにおいて、法人処罰の思想的背景として、法人の意思決定を行う経済人(ホワイトカラー)に対する信頼があり、いわゆる「神の見えざる手」によって悪質な法人は淘汰され、不合理な意思決定は行われにくいものと考えられてきた。しかしながら、ジーメンス社は、ドイツを代表する大企業であり、その執行部がまさに犯罪的な意思決定を続けており、マフィアさながらの犯罪行為に着手したことは、ドイツ国民にとってショッキングな出来事であった。そして、EU法では、法人に対する「刑事」制裁を科すことを加盟国に義務付けてきたところ、ドイツでは秩序違反法における処罰を行い、法人の刑事責任自体は否定してきたが、今回のジーメンス社の贈収賄事件については、かなり高額な制裁が科されるに至った。

この間の事実関係についてデータを収集し、法人処罰の刑事手続き上の諸問題についても研究を行った。

同時に、ドイツ制裁法に関する研究として、自然人に対するものではあるが、交通犯罪の制裁について、日本と比べてとても刑事制裁としては緩やかであるドイツ法の最新の状況について研究を行い、また、刑罰制度として個人に対する制裁ではあるが、ドイツ制裁法研究の一環として、「終身刑」の合憲性にかかわる問題を取り扱い(ドイツでは、仮釈放の可能性のない絶対的終身刑は憲法違反であると考えられている。)ドイツ、アメリカ合衆国およびその他のヨーロッパ諸国における終身刑の現在について研究を行った。

とくにアメリカ合衆国の連邦量刑ガイドラインの中での法人処罰研究を行い、「効果的なコンプライアンス」条項の研究を行った。

平成27年度は、刑事責任および制裁の基礎論についての考察を中心に行った。

刑事責任と刑事制裁（刑罰および改善保安処分）の本質とその関連性について、ドイツの議論を中心に、近時の脳科学者たちからの刑法学批判を題材にして、応報刑論の基本的な正しさを再確認し、自由意思論と責任の本質論の再点検を行った。刑罰論の発展に照らして見てみると、応報刑論は、一時は刑罰の人道化の観点から再社会化ないし教育刑論が力を得たこともあったが、現在では、純粋な予防刑論に基づく刑法は、世界的にも存在しない。しかしながら、昭和30年代の刑法改正論議においては、応報刑論は批判を受けたが、もっぱら、責任主義の人権保障原理としての役割を放棄することができないという理由で応報刑論が維持され、相対的応報刑論という形で応報刑論が存続したという経緯がある。

さて、現代の脳科学者は、「自由意思は幻想である」という自由意思否定論（決定論）の主張に基づき、現代の責任刑法の根源に批判を向ける。今年度の本研究は、これらの脳科学者の主張と刑法（学）批判の骨子を取りまとめ、責任刑法および応報刑論の再構成を試みた。しかしながら、応報刑論の正しさそれ自体は、イングランドおよびドイツの議論状況を参照しつつ、なおその正当性が正確に論証されたことはなく、その根源的な基盤の弱さがあり、「刑罰の本質は応報である」以上のことが語られていないことが確認できた。そして、ドイツの議論において、応報刑論は「責任清算」という形而上学的な個人倫理から正当化されるのではなく、「法の確証」という予防刑論の合目的観点からの社会倫理的な理由によって新たに構成しうることを結論付けた。

この基本的な考察を出発点として、法人処罰の正当性について考察を加えた。

平成28年度の研究成果は、3つの側面に分けることができる。第1に、法人の刑事責任の問題が、「責任」の本質論と関係することに鑑み、犯罪論体系における責任の基礎に関する考察について、成果を公表した。犯罪論体系における責任とは、客観主義刑法学の立場からは「非難可能性」として理解されており、この表現だけを見れば、法人の行為についても社会的非難が可能であるように思われ、通説的な見解は、法人にも責任があると考えられる。しかしながら、この非難可能性は、自由意思を中核とする応報的な社会倫理的な非難である。そこで、自由意思は科学的に存在しえないと理解する近年の脳科学からの刑法学責任論批判を受けたドイツの議論状況を踏まえて、再度、自由意思論に基づく責任概念について、考察を加え、また、責任要素の1つである責任能力論についての研究成果も交換した。

第2に、ドイツにおける判例研究として、Siemens事件の詳細についても研究中有である。本事件は、日本での取り上げ方である腐敗行為（贈収賄。Korruption）よりも、

連邦通常裁判所判例においては、背任罪事件としての側面に重点が置かれており、そこで解釈学的な議論がなされており、これについても公刊準備を行っている。

第3に、制裁論としての量刑研究を行った。アメリカ合衆国においては、組織による犯罪も刑罰が科され、量刑ガイドラインの対象となっている。本年は、アメリカ合衆国連邦量刑ガイドラインの最新の動向を知るべく、概説的な研究を行い、その成果を公表した。

他方、実体法的には、アメリカ合衆国では、法人の刑法上の処罰が制度として定着しており、その意味では、実体法の理論化が脆弱であることもあり、処罰の理論的根拠についての議論が存在するわけではない。しかしながら、争いのないところでいえば、法人処罰はstrict liability（厳格責任）の問題であるとされているところである。それゆえに、実体法の問題として法人処罰が取り上げられないことがないのである。わが国においては、行為者（法人）の故意過失を問わない厳格責任は、責任主義に反するものと解されている。わが国における法人処罰の正当性は、この点で実体法的に大きな疑念に直面することになる。

最終年度である平成29年度最終年度の研究遂行にあたり、実体法的側面における成果を確認した。本研究の新発見として、法人の刑事責任の問題は、とりもなおさず、ある犯罪現象を、ある特定の法人に「客観的に帰属」させることを意味するという点である。すなわち、どのような要件が備わったときに、その事象を「法人」のせいにするかが問題になる。この点、従来に通説は、もっぱら法人実在説および現行法としての法人処罰規定を、法人の刑事責任を肯定する根拠にしてきたが、それは如何にも不十分であった。確かに、社会において法人は存在するし、実際に法人は活動している。その意味で法人実在説の事実的前提は否定しえないが、しかしながら、本研究において着目したのは、「法人が実在すること」は、「法人を自然人と同等の権利義務の主体とすること」は、直結しないということであり、法人実在をもつて論証できることにはおのずから限界があるということである。例えば、憲法では、法人は基本的人権の享有主体になれるかという論点の元、基本的には、基本的人権は個人に認められるものと解されている。他方、民法上は、法人に行為能力が認められ、例えば、契約の当事者になったり、所有権等の物権を享有しえたり等は当然のことと考えられている。すなわち、他の法領域においては、法人の責任については、ただちに法人実在説を持ち出して、それを論拠に法人の法的責任が論じられているわけではないにもかかわらず、刑法では法人実在説以上の議論に進展していないところが、大きな特徴であ

り、このような形で法人の刑事責任が語られているところが、法人処罰の刑法理論の構築にあたって大きな障害となっているのである。本研究は、法人の刑事責任については、むしろ憲法上の権利主体の議論が、刑法上の根拠づけに近い議論であるように思われた。例えば、法人は社会に実在するにもかかわらず、選挙権が当然に付与されるわけではない。選挙権は、自律的な公民が有するものだからである。刑法の領域で考察すれば、客観的帰属論の用語でいう、自律性原理が問題となる。ここで、法人は、取締役その他の意思決定機関の決定が法人の意思であると擬制されるのであるが、これを法人の「自律性」と評価することができるかが問題となる。ここから導き出されるのは、同原理による法人への客観的帰属の否定である。

次に、法人の刑事手続上の諸問題についての検討を行った。1つには、自己負罪拒否特権に関する考察である。法人処罰については、法人の意思決定機関の自己負罪拒否特権が問題となる。しかしながら、その意思決定機関に属する個人も刑事訴追の対象となっている場合、法人とその個人の利害が相反することも想定しうる。その場合、法人自身の利害に基づく自己負罪拒否特権の保障が十分になされるかについては疑問もある。

その他、ドイツで証拠法に関して問題とされている事柄がある。すなわち、労働法との軋轢の処理についてである。企業犯罪において、従業員が犯罪に関与した場合、労働法上は、従業員は企業・会社の調査委員会に協力する義務があり、この義務に違反すると企業・会社から民事上の制裁を受ける可能性がある。従業員は、調査に協力し、真実を述べるのが義務付けられる。しかしながら、その供述を、自己負罪拒否特権を被告人の権利として認める刑事手続においても利用できるかは、一個の問題である。ドイツにおいては、下級審であるが判断が割れているところである。この点についての調査研究はなお遅れているところであるが、判例研究を中心に継続予定である。

以上のように、実体法上、法人の刑事責任を承認することには理論的根拠に欠けることが明らかになった。そこで、制裁としては、刑罰ではない処分にするか、団体に対する第三者没収の可能性が検討されるべきこととなった。さらに、刑事手続においても、法人に対する刑事手続は、自然人に対する刑事手続と異なり、とりわけ自己負罪拒否特権上の問題が解決しえない形で残ることが明らかとなった。

以上、法人についてはその制裁について、別途の制度を必要とするという結論となった。これらの検討結果については、順次、公刊していく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

マルコ・マンステルファー、岡上雅美、講演 新たな刑法システムのモデルとしてのドイツ秩序違反法?、筑波法政、査読無、59巻、2014、165-184頁

ローター・クーレン、岡上雅美、講演 ドイツにおけるコンプライアンスと刑法、早稲田大学『比較法学』、査読無、47巻3号、2014、165-184頁

岡上雅美、量刑研究の進展：理論と実務の新たな関係、犯罪と刑罰、24号、2015、105-122頁

岡上雅美、脳科学の進展と応報主義の行方、法哲学年報 2015 脳科学の進展と応報主義の行方、2016、78-90頁

〔学会発表〕(計 5 件)

岡上雅美、脳科学の進展と応報主義の行方、日本法哲学会(招待講演)、2015年11月07日~2015年11月08日、沖縄県市町村自治会館(沖縄県那覇市)

Masami OKAUE、Weiterer Reformbedarf im Verkehrsstrafrecht in Japan、日独波蘭トルコ フンボルト刑法シンポジウム(招待講演)(国際学会)、2015年09月14日~2015年09月19日、ポーランド ヤギェボ大学・ジェシェフ大学

Masami OKAUE、Sentencing and Its Theorization in Japan、日英ワークショップ(招待講演)(国際学会)、2015年08月15日、大英帝国 エディンバラ大学

Masami OKAUE、Sentencing and Its Recent Problems in Japan、日英法律実務家ワークショップ(招待講演)(国際学会)、2015年08月20日、大英帝国 ケンブリッジ大学

岡上雅美、關於在日本最高裁判所の判決先例中的死刑判決(日本の最高裁判所判例における死刑の判断について)、重刑案件量刑国際研討會(招待講演)(国際学会)、2016年11月17日、台湾台北市・法官学院

〔図書〕(計 6 件)

井田良、高橋則夫、只木誠、中空壽雅、山口厚(編集委員)、成文堂、川端博先生古稀記念論文集〔上巻〕、2014、全909頁(執筆部分879-896頁)

高橋則夫、松原芳博、松澤伸(編集委員)、成文堂、野村稔先生古稀祝賀論文集、2015、全796頁(執筆部分503-522頁)

井田良、川出敏裕、高橋則夫、只木誠、山口厚(編集委員)、信山社、新時代の刑事法学：椎橋隆幸先生古稀記念 上巻、2016、全639頁(執筆部分529-550頁)

井田良、井上宜裕、白取祐司、高田昭

正, 松宮孝明, 山口厚(編集委員) 成文堂、
浅田和茂先生古稀祝賀論文集、2016、全 982
頁(執筆部分 281-298 頁)

井田良, 川口浩一, 葛原力三, 塩見淳,
山口厚, 山名京子(編集委員) 山中敬一先
生古稀祝賀論文集、2017、全 724 頁

(印刷中) 井田良ほか(編集委員)、
成文堂、日高義博先生古稀祝賀記念論文集、
2018 予定

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡上 雅美(OKAUE, Masami)
青山学院大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：00233304

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：

(4) 研究協力者

なし ()